第6章 計画の推進体制と進行管理

1.計画の推進体制

(1) 環境基本計画推進のための組織

本計画に示した施策は、市のあらゆる行政部門に関係しており、本計画の望ましい環境像を実現していくためには、市のすべての行政部門が一丸となって本計画を推進していくことが必要です。また、より良い環境をつくるためには、市庁内の取組だけではなく、市民・事業者の積極的な取組や協働、他の行政機関との連携が重要となってきます。

このため、市庁内に「環境基本計画庁内推進委員会」を設置し、市が実施する様々な環境関連施策の調整を図るなど、市の環境保全・創出の取組を進めます。

また、市民、事業者、市が協働して取組を進めていくための核となる組織「ふらの環境会議」を設置し、それぞれの立場から本市の環境をより良くしていくために何をするべきか検討していきます。

そのほか、市長の諮問機関である富良野市環境審議会においては、引き続き環境に関わる様々な問題等を審議し、市の施策等に反映していきます。

なお、計画の推進にあたっては、環境に関する情報の公開を前提とするとともに、本市 のみならず周辺町村との連携・協力を図り、広域的な取組をめざします。

環境基本計画庁内推進委員会(「富良野市環境基本条例」第26条第1項)

市庁内における環境の保全・創出に係る全庁的な政策決定機関であり、各行政部門の代表で構成する組織であります。

環境基本計画を計画的かつ確実に推進していくことを目的とし、計画の進行管理 (目標達成状況・施策の進捗状況の把握、見直しなど)や部門間の調整などを行い ます。

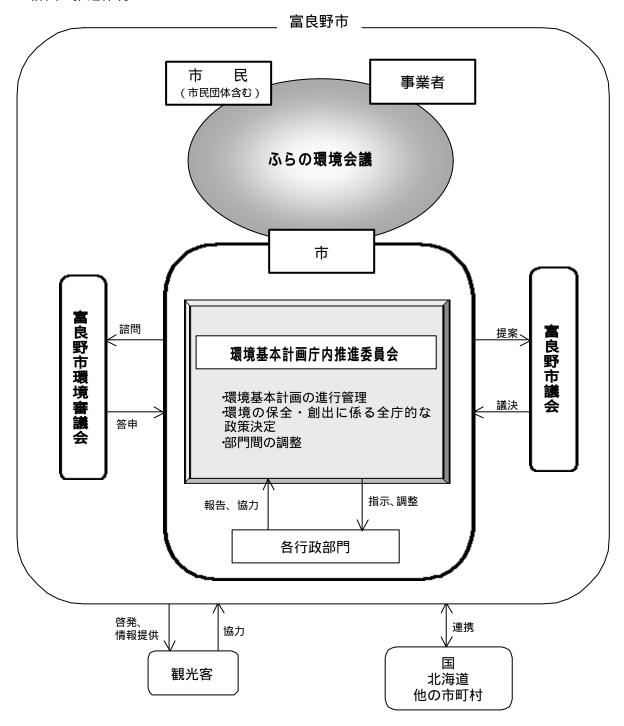
ふらの環境会議(「富良野市環境基本条例」第26条第2項)

本市全体の環境の保全・創出に市民(市民団体含む)、事業者、市の3者が協働して取り組むために、お互いの意見や情報等を交換・発信する場として、また、市民、事業者、市各々が本市の環境をより良くしていくために何をするかを検討していく場として設置します。

富良野市環境審議会(「富良野市環境基本条例」第29条)

環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する基本的事項を調査審議するため、市長の諮問機関として設置します。市民、事業者、学識経験者などによって構成されます。

計画の推進体制



(2) 環境基本計画推進のための個別計画及び新たな制度

本計画では、本市の環境保全・創造に係る目標、施策の方向性など基本的事項を示していますが、実効性を確保するため、「富良野市環境保全行動計画」を策定し、実践的な取組を進めます。この中では、市民、事業者及び市の日常生活や事業活動における具体的な環境保全への取組を示す「環境保全行動計画」のほか、「地球温暖化防止計画」及び市の地球温暖化対策の取組を示す「実行計画」を策定します。そのほか、各項目の施策を確実に進めていくために、必要に応じて個別の計画を策定し、計画的に施策を展開していきます。

新たな制度としては、「富良野市環境基本条例」に基づき市としての環境影響評価制度を確立します。

富良野市環境保全行動計画

市民、事業者、市の環境保全行動計画

本計画の基本方針に基づいて、本市の環境をより良くしていくために市民、事業者、市 の各々が実際にどのような行動をとるべきかといった環境保全のための行動のガイドラインを示します。また、市が実施する環境保全等に係る具体的な事業を明らかにします。

地球温暖化防止計画

地球環境問題は地球規模での取組が必要な大きな問題ですが、私たちの何気ない日常生活や事業活動によって引き起こされています。中でも地球温暖化の問題については、早急に対策を講じなければならない重要課題となっており、本計画においても重点施策として位置づけています。このため、市民、事業者、市が協働して地球温暖化の防止に取り組むための「地球温暖化防止計画」を策定します。

市の地球温暖化対策「実行計画」

平成 10 年 6 月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律(温暖化対策推進法)」においては、市で地球温暖化対策「実行計画」を策定することが義務づけられています。本市においても、市が事業者として排出している温室効果ガスを削減し、地球温暖化の防止を図るための「実行計画」を策定します。

環境影響評価制度

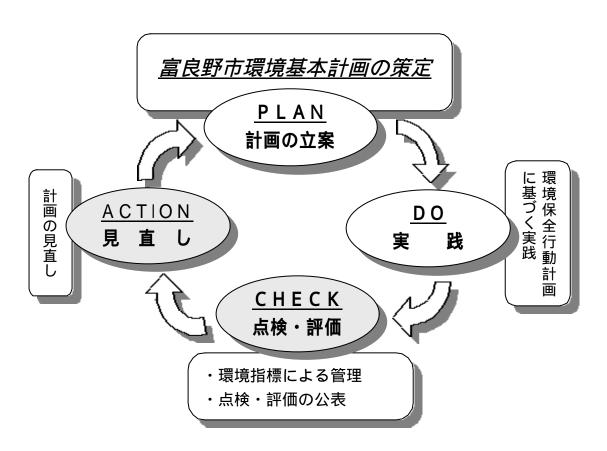
環境影響評価制度は、開発事業などの実施によって生じる環境への負荷を事前に予測・ 評価し、負荷を最低限に抑えるための制度です。

ある一定規模の開発事業などについては、「環境影響評価法」や「北海道環境影響評価条例」により環境影響評価が義務づけられています。この法律や条例の対象とならない事業についても、「富良野市環境基本条例」に基づき市としての環境影響評価制度を確立し、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、事業者に対し環境影響評価を実施し環境への負荷を最低限に抑えるよう求めていきます。

2. 進行管理

望ましい環境像を実現していくためには、本計画が着実に実行されることが必要です。計画の実効性を確保するため、環境マネジメントシステムのP(PLAN) - D(DO) - C(CHECK) - A(ACTION)の考え方に基づいて、計画の目標の達成状況や施策の実施状況などを定期的に点検・評価し、計画の的確な進行管理を行います。

環境マネジメントシステムの P-D-C-A の考え方



(1) 進行管理の体制

「環境基本計画庁内推進委員会」において、定量的目標の達成状況を把握するとともに、 関係部署における施策の実施状況や課題の整理(点検)評価及び計画の見直しなどを行い、 計画の進捗状況を管理します。

(2) 環境指標による管理

施策目標ごとに定量的目標を設定し、これらの環境指標の推移をみることによって、目標の達成度合いをチェックし、計画の進捗状況を管理します。

定量的目標

項目	現 状 値	目標値(平成 22 年度)
生活排水処理率	46.7% (平成 11 年度)	72.5%に向上します
河川水及び地下水質	環境基準達成 (平成 1 2 年度)	環境基準を維持・達成します
生物化学的水質階級	-	「きれいな水」を達成します
大気質	-	環境基準を達成します
リサイクル率	60.4% (平成 11 年度)	99%に向上します
上水無効水量	19% (平成 11 年度)	10%以下に削減します
電灯・電力使用量	109,199MWH (平成 11 年度)	1990(平成2)年度の使用量に比べて9.2%削減します
道路交通騒音・環境騒音	-	環境基準を達成します
1 人あたり都市公園面積	18.84m² (平成 12 年度)	114.84m²にします
温室効果ガス(または二酸化炭 素)排出量	-	「地球温暖化防止計画」で定める削減 目標を達成します

(3) 点検・評価結果の公表

定量的目標の達成状況や施策の進捗状況などについては、年次報告書や広報、ホームページ等を通じて広く公表します。

(4) 計画の見直し

本計画は平成 22 (2010)年度を目標年度とした 10 年間の計画ですが、環境問題を取り巻く状況の変化にはめまぐるしいものがあり、社会経済構造が大きく変化する可能性もあるため、それらに応じた計画の見直しが必要となります。また、進行管理の点検・評価の結果によっても計画の見直しが必要になる場合もあります。

これらの状況を踏まえ、新しい目標の設定や施策の展開など、必要に応じて計画の見直 しを行っていきます。